



長野県報

2月17日(木)
令和4年
(2022年)
第280号

目次

規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(建築住宅課)..... 1

告示

身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障がい者支援課)..... 2

身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称変更(障がい者支援課)..... 2

身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定辞退(障がい者支援課)..... 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課)..... 3

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)..... 3

公告

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更及び土地利用基本計画図の閲覧(総合政策課)..... 3

都市計画案の縦覧(都市・まちづくり課)..... 4

開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)..... 4

企画提案公募(プロポーザル)(学びの改革支援課)..... 5

規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布します。

令和4年2月17日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第2号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則
(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令(平成21年政令第24号)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。次条及び第3条において「省令」という。)の規定に基づき、同法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書の添付図書等)

第2条 省令第18条第1項の規定により規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表1の(い)の項に掲げる図書

(2) 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1の(ろ)の項に掲げる図書

(3) 縮尺、方位、土地の境界、地番、地目並びに土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物に関して権利を有する者の氏名を明示した地籍図

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書又は書面

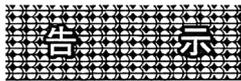
(書類の経由)

第3条 省令第18条第1項の規定により知事に提出する書類は、申請に係る住宅の所在地を管轄する建設事務所の長を経由しなければならない。

附則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

建築住宅課



長野県告示第62号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

令和4年2月17日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
蜂谷 明	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 小腸 ぼうこう又は直腸	中野市西一丁目5番63号 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院
櫻井 俊平	心臓	中野市西一丁目5番63号 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院
伊坪 敏郎	肢体不自由	飯田市八幡町438番地 飯田市立病院
佐藤 宏匡	音声・言語 肢体不自由	千曲市上山田温泉3丁目34番地3号 長野寿光会 上山田病院

障がい者支援課

長野県告示第63号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

令和4年2月17日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
塩原 治男	医療法人塩原整形外科 塩尻市広丘郷原桔梗ヶ原1762-317	医療法人社団敬仁会 桔梗ヶ原病院 塩尻市大字宗賀1295番地
太田 浩一	松本歯科大学病院 塩尻市広丘郷原1780	太田眼科 塩尻市広丘吉田3051
岩田 研司	伊那中央病院 伊那市伊那1313-1	医療法人 岩田クリニック 伊那市荒井3463-1
松高 久	医療法人まつたか眼科 上田市常田33-1	医療法人まつたか眼科 上田市常田2-33-11

障がい者支援課

長野県告示第64号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

令和4年2月17日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
松高 三男	医療法人まつたか眼科 上田市常田2-33-11	令和3年12月20日